

事業計画書の提出方法について

【ご注意】2017年9月末迄に新制度への移行が完了しなければ、売電が出来なくなる場合があります。

以下の必要書類(1)~(3)を以下の宛先まで郵送して下さい。

事業計画の内容が確認され、新制度への移行が完了すると、代行提出依頼書に記載されたメールアドレス宛にメールで通知が届きます。提出から確認完了まで1~2か月程度かかります。(申請書類に不備がある場合を除きます。)

新制度の下で変更手続を行う場合は、この事業計画を提出し、新制度への移行が完了した旨の通知が届いた後で、手続が可能となります。

(1)事業計画書

様式第1号
再生可能エネルギー発電事業計画書【ふたし即活用】
(10kW未満の太陽光発電等)

経済産業大臣 様
〒 年 月 日
提出者 住所 (〒 -)
氏 名
(法人番号:)
(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の氏名、氏名及び代表者の職印の電話番号 () -)

電気事業者による再生可能エネルギー発電の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成27年経済産業省令第4号)附則第4条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画書の概要	備 考
設置工の設置の形態(注1)	<input type="checkbox"/> 既設あり
太陽電池の容量出力(kW)(注2)	
電力発電設備の型式番号(注3)	
事業区域の面積(㎡)	
納付書提出日	平成 年 月 日
納付書納付日	平成 年 月 日
納付書納付済否	<input type="checkbox"/> 是(シリアス) <input type="checkbox"/> 否
電気事業者が再生可能エネルギーの発電設備	
工事費見積書	円(税抜き)
法人印	

10kW未満の記入方法は2・3ページをご参照下さい。

10kW以上の記入方法は4・5ページをご参照下さい。

(2)代行提出依頼書

代行提出依頼書
平成 年 月 日
再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター 御中

(依頼者)
住所
氏名
氏名(フリガナ)
電話番号
メールアドレス
FAX番号

電気事業者による再生可能エネルギー発電の調達に関する特別措置法施行規則(附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定)による再生可能エネルギー発電事業計画書の経済産業大臣への提出について、別添の再生可能エネルギー発電事業計画書の内容に関する提出手続を貴社に依頼します。

【依頼者が設置者本人ではない場合】
なお、貴社から貴社が別添の事業計画書の内容にて提出を行うことについて、下記担保設置書の承諾を受けております。

(設備設置者情報)
設備設置者名:
メールアドレス:
FAX番号:

(添付書類)	書類名称	<input type="checkbox"/> 添付有り	<input type="checkbox"/> 添付無し
接続の同意を証する書類の写し			

※ともなうにチェックして下さい。

記入方法は6ページをご参照下さい。

(3)印鑑証明書

印鑑登録証明書

姓 名 藤田 太郎
住所 東京都港区下谷区下谷1-18
番 号 東京都港区下谷区下谷1-18 番地11号(マンション114)

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。
平成22年 月 日

(発行から3ヶ月以内)

書類の郵送先 : 〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階
「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」

お問い合わせ先 : TEL: 0570-057-333 受付時間: 平日9:00~18:00

事業計画書(10kW未満)の記入方法 [1枚目]

※以下は印刷して記入する事を想定しておりますが、ワード(Word)形式ですのでダウンロード後、直接入力の上、印刷して頂いても結構です。

- 1 提出書類の確認:10kW未満の太陽光発電システムを設置し、既に売電を開始されている方が提出する書類です。
- 2 提出日:本書類の提出日(発送日)を記入して下さい。
- 3 住所・氏名:電力会社から毎月届く「購入電力量のお知らせ」(東京電力の場合)に記載されている方の住所と氏名を記入して下さい。別途、印鑑証明書の提出が必要です。
- 4 押印:別途提出する印鑑証明書と同じ実印を押印して下さい。
- 5 電話番号:日中に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。携帯でも可。
- 6 設備ID:以下の方法で確認できる場合は「S」または「T」から始まる英数字を記入して下さい。確認出来ない場合は記入は不要です。
確認方法:太陽光発電設置時の「設備認定通知書」、毎月届く「購入電力量のお知らせ」(東京電力の場合)等
- 7 設備の所在地:太陽光発電が設置されている建物の住所を記入して下さい。
- 8 太陽電池の合計出力(kW):契約書や保証書等に記載の太陽光発電パネルの容量の合計を記入して下さい。小数第2位を切り捨て、小数第1位まで記入して下さい。
- 9 接続契約締結日:記入は不要です。
- 10 接続契約締結先:電力会社名を記入して下さい。(例:関西電力、中部電力) 東京電力の場合のみ「東京電力パワーグリッド」
- 11 特定(買取)契約締結先:太陽光発電の電力を売電している先を記入して下さい。一般的には以下の電力会社10社ですが、個別に契約締結されている場合はその会社を記入して下さい。

電力会社の場合 { 北海道電力・東北電力・東京電力エナジーパートナー・中部電力・北陸電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力

その他の場合・・・パナソニック・SBパワー・エナリス・NTTスマイルエナジー等

- 12 } 次ページご参照。
- 15 }

様式第20

1 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電)

2 平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

3 (ふりがな)
提出者 住所 (〒 -)

4 (ふりがな)
氏名 印

(法人番号:)

5 電話番号 () -

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備考
設備情報	6 設備ID	
	7 設備の所在地(注1)	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	8 太陽電池の合計出力(kW)	
事業内容	9 接続契約締結日 平成 年 月 日	
	10 接続契約締結先	
	11 特定(買取)契約締結先	<input type="checkbox"/> 未定
	12 買取価格(注2) 円/kWh(税抜き)	<input type="checkbox"/> 未定
	13 運転開始状況	運転開始済み
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
14 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)		<input type="checkbox"/>
15 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		<input type="checkbox"/>

事業計画書(10kW未満)の記入方法 [2枚目]

※以下は印刷して記入する事を想定しておりますが、ワード(Word)形式ですのでダウンロード後、直接入力の上、印刷して頂いても結構です。

- 16 この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。
- 17 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 18 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
- 19 この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。
- 20 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。

添付書類	書類名
	接続の同意を証する書類（注4） 21

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注3) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考
 ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

12 買取価格: 売電している税抜価格を記入して下さい。電力会社に売電している場合は下表をご参照下さい。毎月お手元に届く「購入電力量のお知らせ」（東京電力の場合）には税込金額が表示されている為、「1.08」で除した金額を記入して下さい。（小数第2位で記入し、第3位以下は切り捨て）

設備認定時期	2012.7.1 ~2013.3.31	2013.4.1 ~2014.3.31	2014.4.1 ~2015.3.31	2015.4.1 ~2016.3.31	2016.4.1 ~2017.3.31
買取価格(税抜)	38.88円	35.18円	34.25円	32.40円	30.55円
買取価格(税込)	42円	38円	37円	35円	33円

東京・中部・関西電力のみ→	
30.55円	28.70円
33円	31円

<W発電(エネファーム等設置)の場合>

設備認定時期	2012.7.1 ~2013.3.31	2013.4.1 ~2014.3.31	2014.4.1 ~2015.3.31	2015.4.1 ~2016.3.31	2016.4.1 ~2017.3.31
買取価格(税抜)	31.48円	28.70円	27.77円	26.85円	25.00円
買取価格(税込)	34円	31円	30円	29円	27円

東京・中部・関西電力のみ→	
25.00円	23.14円
27円	25円

13 運転開始済みに■(チェック)して下さい。

- 14 : ■
- 15 : ■
- 16 : ■
- 17 : ■
- 18 : ■
- 19 : ■
- 20 : ■

21 接続の同意を証する書類: 資料の添付は不要です。

ただし、「印鑑証明書」と「代行提出依頼書」の添付は必要です。

事業計画書(10kW以上)の記入方法 [1枚目]

※以下は印刷して記入する事を想定しておりますが、ワード(Word)形式ですのでダウンロード後、直接入力の上、印刷して頂いても結構です。

様式第19

1 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電を除く)

2 平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

3 (ふりがな)
提出者 住所 (〒 -)

4 (ふりがな)
氏名

5 電話番号 () -

(法人番号:)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第5条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備考	
設備情報	設備ID	6	
	設備の所在地(注1)	7	口別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW)(注2)	8	
	風力発電設備の型式番号(注3)	9	
	事業区域の面積(m ²)	10	
事業内容	接続申込み日	11 平成 年 月 日	
	接続契約締結日	12 平成 年 月 日	
	接続契約締結先	13	
	電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	14 有(エリア名:) 口無	
	工事費負担金	15 円(税抜き)	
	連系工事期間	16	

- 1 提出書類の確認:10kW以上の太陽光発電システムを設置し、既に売電を開始されている方が提出する書類です。
- 2 提出日:本書類の提出日(発送日)を記入して下さい。
- 3 住所・氏名:電力会社から毎月届く「購入電力量のお知らせ」(東京電力の場合)に記載されている方の住所と氏名を記入して下さい。別途、印鑑証明書の提出が必要です。
- 4 押印:別途提出する印鑑証明書と同じ実印を押印して下さい。
- 5 電話番号:日中に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。携帯でも可。
- 6 設備ID:以下の方法で確認できる場合は「A」から始まる英数字を記入して下さい。確認出来ない場合は記入は不要です。
確認方法:太陽光発電設置時の「設備認定通知書」、毎月届く「購入電力量のお知らせ」(東京電力の場合)等
- 7 設備の所在地:太陽光発電が設置されている建物の住所を記入して下さい。
- 8 太陽電池の合計出力(kW):契約書や保証書等に記載の太陽光発電パネルの容量の合計を記入して下さい。小数第2位を切り捨て、小数第1位まで記入して下さい。
- 9 風力発電設備の型式番号:記入は不要です。
- 10 事業区域の面積(m²):太陽光発電を設置している建物の建築面積(延床面積や敷地面積ではありません)。
- 11 接続申込み日:記入は不要です。
- 12 接続契約締結日:記入は不要です。
- 13 接続契約締結先:電力会社名を記入して下さい。(例:関西電力、中部電力)東京電力の場合のみ「東京電力パワーグリッド」
- 14 電源接続案件募集プロセスへの参加の有無:「無」を■(チェック)して下さい。
- 15 工事費負担金:通常は「0」円ですが、設置時に電柱への変圧器設置や電線の張替え等の工事が必要で、電力会社に工事費負担金をお支払いをされた場合はその金額を記入して下さい。
- 16 連系工事期間:記入は不要です。

事業計画書(10kW以上)の記入方法 [2枚目]

※以下は印刷して記入する事を想定しておりますが、ワード(Word)形式ですのでダウンロード後、直接入力の上、印刷して頂いても結構です。

特定(買取)契約締結 17	<input type="checkbox"/> 未定
買取価格(注4) 18	円/kWh(税抜き) <input type="checkbox"/> 未定
運転開始状況 19	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合は、下記枠内に印をつけること。	
20	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注5) <input type="checkbox"/>
21	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 <input type="checkbox"/>
22	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/>
23	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 <input type="checkbox"/>
24	発電設備又は発電設備を囲う柵欄等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること(20kW未満の太陽光発電の場合を除く。)。 <input type="checkbox"/>
25	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 <input type="checkbox"/>
26	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。 <input type="checkbox"/>
27	この認定の取得から3年以上以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【10kW以上の太陽光発電の場合のみ】 <input type="checkbox"/>
28	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。 <input type="checkbox"/>
29	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】 <input type="checkbox"/>

17 特定(買取)契約締結先:太陽光発電の電力を売電している先を記入して下さい。一般的には以下の電力会社10社ですが、個別に契約締結されている場合はその会社を記入して下さい。

電力会社の場合

- 北海道電力・東北電力・東京電力エナジーパートナー・中部電力・北陸電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力

その他の場合・・・パナソニック・SBパワー・エナリス・NTTスマイルエナジー等

18 買取価格:売電している税抜価格を記入して下さい。電力会社に売電している場合は下表をご参照下さい。

設備認定時期	2012.7.1 ~2013.3.31	2013.4.1 ~2014.3.31	2014.4.1 ~2015.3.31	2015.4.1 ~2015.6.30	2015.7.1 ~2016.3.31	2016.4.1 ~2017.3.31
買取価格(税抜)	40円	36円	32円	29円	27円	24円

19 運転開始済みに (チェック)して下さい。

20:

21:

22:

23:

24: (屋根置き太陽光発電の場合はチェック不要)

25:

26:

27: (運転開始済みの為、チェック不要)

28:

29: (地熱発電では無い為、チェック不要)

30 接続の同意を証する書類:資料の添付は不要です。

ただし、「印鑑証明書」と「代行提出依頼書」の添付は必要です。

添付書類	書類名
接続の同意を証する書類(注6) 30	

(注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
 (注2) 太陽光発電設備である場合のみ記載すること。
 (注3) 出力20kW未満の風力発電設備である場合のみ記載すること。
 (注4) 特定(買取)契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
 (注5) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
 (注6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号。以下「改正法」という。)による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考
 ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

代行提出依頼書(10kW未満・以上共通)の記入方法

※以下は印刷して記入する事を想定しておりますが、ワード(Word)形式ですのでダウンロード後、直接入力の上、印刷して頂いても結構です。

1 代行提出依頼書

2 平成 年 月 日

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター 御中

(依頼者)
3 住所
 氏名 **4** 印
 (法人番号)
5 電話番号
6 メールアドレス
 F A X 番号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画書の経済産業大臣への提出について、別添の再生可能エネルギー発電事業計画の内容に係る提出手続を貴社に依頼します。

【依頼者が設置者本人ではない場合】
 なお、当方から貴社に別添の事業計画書の内容にて提出を行うことについて、下記設備設置者の承諾を受けております。

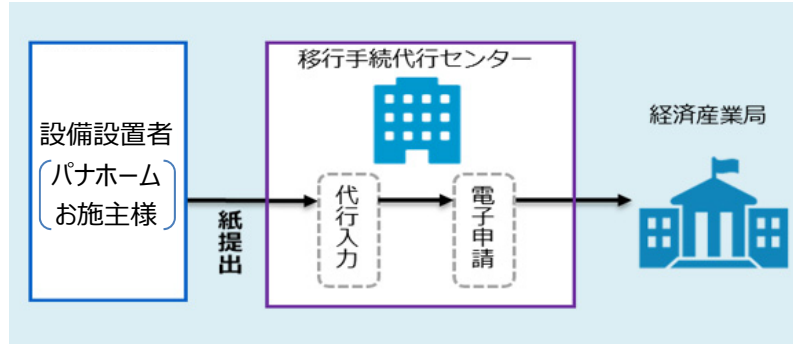
(設備設置者情報)
7 設備設置者名：
 メールアドレス：
 F A X 番号：

(添付書類)

書類名称	
8 接続の同意を証する書類の写し	<input type="checkbox"/> 添付有り <input type="checkbox"/> 添付無し

※どちらかにチェックしてください。

- 1 提出書類の確認:**本書類は「事業計画書」を「経済産業大臣」に提出するに当たり、「移行手続代行センター」に代行して提出を依頼する為の書類です。



- 2 提出日:**本書類の提出日(発送日)を記入して下さい。
- 3 住所・氏名:**電力会社から毎月届く「購入電力量のお知らせ」(東京電力の場合)に記載されている方の住所と氏名を記入して下さい。
- 4 押印:**押印して下さい。認印でも可。
- 5 電話番号:**日中に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。携帯でも可。
- 6 メールアドレス:**パソコンや携帯電話等のメールアドレス、gmail等のフリーアドレスでも可。ご本人でなくてもご家族のメールアドレスでも可。新制度への移行が完了した旨のメールが提出から1~2ヶ月後に届きます。
- 7 設備設置者情報:**依頼者が設備設置者の為、記入は不要です。
- 8 接続の同意を証する書類の写し:**「添付無し」を■(チェック)して下さい。